平成２７年（フ）第８４９号
奈良市奈良阪町2466番地
破産者　吉本　高広
1　破産債権の届出期間　平成27年10月５日まで
2　一般調査期日　平成27年11月16日午後２時30分
平成27年９月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８７号
大阪府羽曳野市西浦５丁目２番６号、営業所大阪府羽曳野市はびきの２丁目１番３号
破産者　株式会社キムラ
1　破産債権の届出期間　平成27年10月５日まで
2　一般調査期日　平成27年11月16日午前11時30分
平成27年９月３日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３０１号
大阪府泉南市新家2641番地
破産者　株式会社隅谷通商
1　破産債権の届出期間　平成27年10月５日まで
2　一般調査期日　平成27年12月７日午後１時30分
平成27年９月４日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５７３号
神戸市中央区東川崎町１丁目４番３－1307号、従前の住所神戸市東灘区御影石町３丁目12番21－805号
破産者　**廣**田　綾子
1　破産債権の届出期間　平成27年10月８日まで
2　一般調査期日　平成27年11月５日午前10時
平成27年９月３日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９４号
大阪市港区築港１丁目14番29号
破産者　半田港食品株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年10月９日まで
2　一般調査期日　平成27年11月16日午後２時30分
平成27年９月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６０４号
大阪市此花区西九条１－27－17、住民票上の住所大阪市此花区西九条１丁目７番10号104
破産者　柴田磨理子
1　破産債権の届出期間　平成27年10月９日まで
2　一般調査期日　平成27年11月19日午後２時30分
平成27年９月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１０号
滋賀県栗東市苅原124番地、前本店住所滋賀県栗東市霊仙寺２丁目１番25号
破産者　東建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年10月19日まで
2　一般調査期日　平成27年11月11日午前10時40分
平成27年９月２日　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５５号
大津市桐生１丁目26番７号　桐生園、開始決定時の住所大津市皇子が丘１丁目２番２号　シオンの丘
破産者　野崎商店こと　野崎　栄一
1　破産債権の届出期間　平成27年10月19日まで
2　一般調査期日　平成27年11月27日午前10時
平成27年９月４日　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９９号
宮崎市大字跡江805番地３
破産者　大山　喬
1　破産債権の届出期間　平成27年10月20日まで
2　一般調査期日　平成27年11月27日午前10時
平成27年９月４日　宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３２号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目31番32号、住民票上の住所福岡県久留米市宮ノ陣５丁目21番15号
破産者　福成　正祐
1　破産債権の届出期間　平成27年10月23日まで
2　一般調査期日　平成27年11月30日午前10時30分
平成27年９月３日
福岡地方裁判所久留米支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第１０号
福岡県大牟田市恵比須町４番地３
破産者　井上　圭輔
異議申述期間　平成27年11月４日まで
平成27年９月３日
福岡地方裁判所大牟田支部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１００１号
山形県鶴岡市下清水字内田元74番地６
清算株式会社　池田鋼機株式会社
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所鶴岡支部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第１号
秋田県大館市釈迦内字街道上76番地３
清算株式会社　株式会社大善食品
代表清算人　米山　達三
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち既発生の利息及び遅延損害金については、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
ア　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
イ　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
3　協定債権の弁済及び免除
ア　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、以下の方法にて弁済を行う。
⑴　弁済の基準となる各協定債権の債権額、及び全ての協定債権者の債権額の合計額（債権額合計額）を算定する。
⑵　弁済の対象となる弁済原資総額を⑴により算定された債権額合計額で除する方法により、基準弁済率を算定する。
⑶　⑴により算定された各協定債権者の債権額に⑵により算定された弁済率を乗じた金額をもって各協定債権者に対する弁済総額とし、具体的弁済額を決定する。
⑷　清算株式会社は、⑶により算定された具体的弁済額を最終弁済として支払う。
イ　協定債権者は、前号の弁済を受けたときに、残余の協定債権を放棄する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（ヒ）第７号
京都府亀岡市大井町並河３丁目１番１号
清算株式会社　ロイヤル株式会社
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1．公租公課と清算費用は、会社の現預金から優先して随時支払う。仮に不足した場合は債権者駿見米子が貸し付ける。会社は、清算結了時に、債権者駿見米子から同貸付金の免除を受ける。
2．会社は、債権者３名の債権について、債権者３名からそれぞれ全額の免除を受ける。
3．会社の残余財産、新たに判明した財産は、債権者駿見米子が換価・取得し、特別清算申立に要した費用に充当する。
京都地方裁判所第５民事部

包括的禁止命令

平成２７年（再）第２号
京都市南区上鳥羽金仏31番地
再生債務者　京聯自動車株式会社
主文　全ての債権者は、破産手続開始決定があるまでの間、再生債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成27年９月１日
京都地方裁判所第５民事部

再生手続による債権者集会招集

平成２７年（再）第３１号
東京都港区西新橋１丁目22番14号　メゾンアンリツ虎ノ門10Ｆ
再生債務者　島田　善一
1　投票期間　平成27年10月19日まで及び平成27年10月27日午前10時債権者集会期日
2　債権者集会
⑴　期日　平成27年10月27日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成27年９月１日
東京地方裁判所民事第20部